

# 安保法制の与党合意—戦後日本の危うい岐路

朝日新聞 2015年5月12日(火)

自民、公明両党がきのうの与党協議で、安全保障法制を構成する関連法案について正式に合意した。

新法の「国際平和支援法」と、改正法10本を束ねる「平和安全法制整備法」の二本立て。いずれも名称に「平和」を掲げてはいるが、その内実は、憲法が定める平和主義を踏み外すものと言わざるをえない。

海外で武力行使をしない原則が、日本の平和主義を支えてきた。自衛隊の海外派遣には厳しい制約をもうけ、海外の紛争から一定の距離を置いてきた。

そのことの意味を改めて、深く考えるべきである。

戦後70年。日本は平和を享受してきたが、この間、世界が平和だったわけではない。

朝鮮戦争があり、ベトナム戦争があり、湾岸戦争やイラク戦争もあった。日本がそこで武力行使をすることはなかった。

いったん武力行使に参画すれば、戦争終了後も長期にわたって地域の安定に責任を負わなければならない。戦ったらそれで終わり、ではない。

ひとつの政権が踏み切った武力行使が、その後、どれだけ重い「負債」を国内外にもたらすのか。イラク戦争後、中東の安定化に苦しむ米国の姿をみれば明らかだ。

## ■一変する安保政策

安倍政権が日本を導こうとしているのは、そういう世界にほかならない。残念ながら、その重みを日本の為政者が理解しているようには見えない。

政権は昨年7月の閣議決定で憲法解釈の変更に踏み切り、集団的自衛権の行使の容認に転じた。今回の広範な安保法制は、そこが発端となった。

日本の存立が脅かされることなど新3要件の限定をつけたとはいえ、最終的には、自衛隊が海外で武力行使する可能性を認めたのだ。このことによって、日本の安保政策の前提は一変する。法案が成立すれば、自衛隊の活動範囲も、装備も訓練も、それらの裏付けとなる防衛費のあり方も、大きな変貌(へんぼう)を遂げることになるだろう。

法案の内容は多岐にわたり、複雑でわかりにくい。しかも、戦後の国家像を描き直すような巨大法案である。憲法改正に匹敵するような改変なのに、その手続きを経ずして戦後日本の歩みを踏み外し、世界規模で米軍の肩代わりを担おうとしている。このような法案を一括で審議し、与党の数の力で押し通すのは許されることではない。

安保法制が必要な理由として中国の脅威が挙げられている。たしかに一定の抑止力は必要だが、力による対抗を強めることがどれだけ地域の平和と安定につながるのか、詳細な検討を要する。尖閣諸島などの紛争の回避のための外交努力が尽くされた形跡もない。

## ■日米の認識ギャップ

「戦後初めての大改革です。この夏までに成就させます」

安倍首相は先月末の米議会での演説で、今国会中の法案成立を誓った。日本で国会審議も始まっていないうちに対米公約をするのは倒錯も甚だしい。

同盟国に負担の共有を求める米国と、それに応じることで中国に対抗したい日本。そんな構図のなかに、この法案はある。

だが一皮めくれば、日米の認識のずれが見えてくる。

新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）にある離島防衛の記述が典型的だ。

攻撃を排除するための作戦は「自衛隊が主体的に実施」とされ、米軍の関与は「自衛隊の作戦を支援し補完する」と控えめな表現にとどめている。

これは旧ガイドラインの表現から一步も踏み込んでいない。たとえば尖閣で主体的に戦うのはあくまで自衛隊という位置づけが明確になっている。

## ■新「富国強兵」路線？

一方で米側は世界規模の日本の支援に期待を高めている。

この先、米軍の後方支援や治安維持活動でも、より一層危険な任務が求められるだろう。逆に要請を断って空手形に終われば、かえって日米の信頼を損なう恐れも出てくる。

安倍首相はどんな日本の将来像を思い描いているのか。その一端がうかがえるスピーチが、先月末の訪米中にあった。

「私の外交安保政策はアベノミクスと表裏一体だ」

ワシントンの研究機関の会合で、そう切り出した首相は厳しい財政状況にふれ、「日本は防衛費を劇的に増やすことはできない。それでも日米同盟をもっと機能させることはできる」と説明。アベノミクスによってデフレ経済を脱却し、国内総生産（GDP）を増やせば、社会保障を強化しながら「当然、防衛費をしっかりと増やしていくことになる」と語った。

あたかも「富国強兵」の再来を願うかのような高揚感が見てとれる。安保法制だけの問題ではない。将来の日本の道筋にかかわる問題である。

戦後日本はいま、きわめて重要な岐路に立っている。

## 社説:自公の安保合意 政府案を追認しただけ

毎日新聞 2015年05月12日

自民、公明両党は、政府が提示した安全保障関連法案の全条文に合意した。党内手続きは残っているが、与党協議はこれで決着した。政府は法案を14日に閣議決定し、国会に提出する。昨年5月以来、通算24回にわたった与党協議は、議論が深まらず、不十分なものに終わった。

自衛隊の海外での活動を拡大したい政府・自民党と、歯止めをかけたい公明党。協議は、政府・自民党が終始、高めのボールを投げ、公明党がこれを大枠で追認しながらも、歯止めをかけたとアピールすることで「平和の党」としての体面を保とうとする格好で進んだ。

憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を認めた昨年7月の閣議決定の内容について、公明党は「歯止めがきき、拡大解釈のおそれはない」と胸を張る。だが、行使の3要件が拡大解釈されず、歯止めとして機能するかどうかは、運用次第だ。

3要件にある「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」の「他国」は、米国に加えてどんな国が対象になるのか。「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」の「明白な危険」はどんな場合か。さらに議論を深めることが不可欠だったはずだ。

しかし、昨年7月以降、与党はその作業を意図的にやめた。自公の対立が蒸し返され、議論がまとまらなくなるのを避けたかったからだ。

議論の進め方もおかしかった。

政府は当初、昨年末に予定していた日米防衛協力の指針（ガイドライン）の改定に間に合わせるため、与党協議を急がせた。しかし、後に控える沖縄県知事選や統一地方選への影響を考えて、法案の国会提出を先送りする方針に転じ、議論は、半年余り棚上げされた。

2月に再開された与党協議では、政府が昨年の閣議決定の内容を拡大解釈したような法制案を次々と提案した。公明党は、新法「国際平和支援法案」での自衛隊派遣では、例外なく国会の事前承認を要件とするなど、いくつかの要求を実現したが、大きな流れは変えられなかった。

ここでも政府のスケジュールが優先された。安倍晋三首相の訪米を4月末に控え、それまでに与党の大筋合意にこぎつけることが暗黙の了解だった。そして首相は、先月の米議会演説で夏までに安保法制を成立させると約束した。

与党協議とは結局、連立政権維持を優先した結果、政府の意向を踏まえてまとめるための議論になってしまったと言わざるを得ない。自公の党内議論も「政高党低」という政権構造のもとで盛り上がりならず、与党の活力の乏しさが目立った。

## 主張

### 与党安保協議合意

#### 国民共同で「戦争立法」阻止を

しんぶん赤旗 2015年5月12日(火)

自民、公明両党が、「戦争立法」（安全保障法制整備）に関する与党協議会で、関連法案の全条文について正式に合意しました。これを受け、安倍晋三内閣は14日に法案を閣議決定し、翌15日に国会に提出しようとしています。憲法9条を乱暴に破壊し、戦後日本の国の在り方を根底から覆す「海外で戦争する国」への重大な企てであり、断じて許されません。

#### 憲法破壊の三つの問題

「戦争立法」には、憲法9条破壊の三つの大問題があります。

第一は、米国が世界のどこであれ、アフガニスタン報復戦争やイラク侵略戦争のような戦争に乗り出した際、自衛隊はこれまで活動が禁じられていた「戦闘地域」でも米軍をはじめ他国軍への軍事支援が可能になることです。新たな「国際平和支援法案」や、「周辺事態法」を改定した「重要影響事態法案」で具体化されています。

「国際社会の平和と安全を脅かす事態」や「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」を口実に、自衛隊は、戦争をしている米軍などに対し、弾薬や燃料の補給、武器や兵員の輸送など、武力行使と不可分一体の支援活動を行います。自衛隊が支援活動を実施している場所で戦闘が発生することも想定し、相手側から攻撃されれば武器の使用も認められています。自衛隊が「戦地」に派兵され、「殺し、殺される」戦闘を行う道を開くことになります。

第二に、国連平和維持活動（PKO）法の改定（国際平和協力法案）で、アフガニスタンでの国際治安支援部隊（ISAF）のような、PKOとは関係のない活動にも自衛隊が派兵され、戦闘を行う危険があることです。

自衛隊は、特定地域の「安全確保」のためなどとして、監視、駐留、巡回、検問、警護といった治安維持活動が可能になります。自衛隊の活動を妨害する行為を排除するため、武器の使用も認められます。襲撃された他国軍の部隊などを防護する「駆け付け警護」のために武器を使用することもできるようになります。

紛争当事者間の「停戦合意」などの条件が付いていますが、依然として武装集団が活動し、戦乱状態にあるケースで自衛隊が派兵されることも想定されます。I S A Fでは、約3500人ものが死者が出ていることを銘記すべきです。

第三は、日本が武力攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動し、米国とともに海外で戦争に乗り出すことです。「事態対処法」などの改定案に規定されています。

米国など「日本と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃が発生し、政府が「日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」だと判断すれば、自衛隊は海外で武力行使ができるようになります。安倍首相は、米国が先制攻撃の戦争を行い、反撃された場合の発動も否定していません。米国の無法な戦争に日本が参戦し、「集団的侵略」を行う危険は明らかです。

主権放棄の暴走許さず

首相は先の米国訪問で「戦争立法」の夏までの成立を公約するという主権放棄の許し難い姿勢を示しています。戦後70年の日本の歩みを踏みにじる「戦争立法」反対の一点で国民的共同を広げに広げ、安倍政権のたくらみを絶対に阻止しようではありませんか。

## 「戦争立法」全条文 自公が合意

### 9条 最悪の破壊狙う

しんぶん赤旗 2015年5月12日(火)

自民、公明両党は11日、国会内で「戦争立法」に関する与党協議会を開き、全条文について最終合意しました。安倍内閣は両党の党内了承手続きが終わる14日に臨時閣議を開き、法案を閣議決定した上で、15日までの国会提出を狙っています。14日の閣議後に安倍晋三首相が記者会見し、見解を表明する意向です。

---

14日に閣議決定へ

「戦争立法」関連法案は、既存の海外派兵法制と有事法制の計10本をまとめて改定する一括法「平和安全法制整備法」と、自衛隊をいつでもどこでも他国軍の戦闘支援に派兵する新法「国際平和支援法」(派兵恒久法)の2本で構成。米軍との「切れ目のない」戦争態勢を構築するため、解釈改憲・立法改憲によって過去最悪の憲法9条破壊を狙うものです。

一括法は、集団的自衛権の法制化から自衛隊海外任務の拡大まで多岐にわたります。集団的自衛権では、米国など他国が武力攻撃を受けた事態を事態対処法に新設するとともに、その対処を自衛隊法で主任務に位置づけます。既存の海外派兵法(周辺事態法・PKO法)の内容の拡大や、平時からの任務の追加(他国軍部隊防護・「邦人救出」)まで含まれています。

新法は、アフガニスタン戦争やイラク戦争に特措法でその都度対応してきた方式をやめ、恒久法で派兵先・期間・活動内容を政府に白紙委任するもの。従来の派兵法の制約を撤廃し、「戦地」での活動や他国軍への弾薬提供を解禁します。

加えて、「離島への武装集団上陸」などの事態で自衛隊に治安出動や海上警備行動を発令する際の手続きの簡略化を閣議決定で行う考えです。

政権は、安倍晋三首相が米議会演説で対米公約した「夏まで」の成立を果たすため、今国会の会期（6月24日）を大幅延長し、関連法案を一気に通す狙いです。

「戦争立法」の閣議決定・国会提出により、後半国会は安倍内閣が昨年7月の「閣議決定」で強行した憲法解釈変更をめぐる初めての本格論戦の舞台になります。憲法9条をめくり、国会は重大な局面を迎えます。

## ■「戦争立法」（平和安全法制）の主な内容

### 国際平和支援法(派兵恒久法)新規立法

世界中で随時、「戦地」での他国軍支援

### 平和安全法制整備法(改定法10本を一括)

- ・ 自衛隊法の改定  
米軍等部隊の防護、邦人救出、国外犯処罰
- ・ 重要影響事態法(周辺事態法の改定)  
地理的制約を撤廃、「戦地」で他国軍支援
- ・ 船舶検査活動法の改定  
地理的制約を撤廃、活動目的の拡大
- ・ P K O法の改定  
「非国連統括」型の任務追加、武器使用権限の拡大
- ・ 有事法制(事態対処法制)の改定(関連法5本)  
集団的自衛権を主任務化、事態名を追加
- ・ N S C(国家安全保障会議)設置法の改定  
対処事態の増加に伴う審議事項の追加

## ■その他、電話閣議で自衛隊に治安出動や海上警備行動を発令できる閣議決定

## 「戦争立法」 三つの重大問題

しんぶん赤旗 2015年5月12日(火)

安倍晋三首相は、「戦争立法」の昨年7月1日の「閣議決定」に際し、「今回の閣議決定によって日本が戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなっていく」と発言し、人々を驚かせました。戦力不保持を定めた憲法9条のもと、海外での戦争を可能にする集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」は、米国の侵略行動への参加の道を開く危険が懸念されたからです。

この「閣議決定」に基づく「戦争立法」づくりの動きに国民の反対は強まっています。

その中で、11日の自民・公明の与党協議会に提示された派兵恒久法案と関連法制改定の一括法案に付されたタイトルは「平和安全法制」です。

しかし、法案の中身は「平和安全」とは正反対です。アメリカの戦争に世界中で「切れ目なく」参加・支援するための法整備です。9条を法律で破壊する戦後最大最悪の「戦争立法」というのがその正体です。

## 戦地派兵

法案は、第一に米国がアフガン・イラク戦争のような戦争を始めた際に、自衛隊が従来の「戦闘地域」にまで行って軍事支援をするものになっています。

戦闘の現場近くで行う「支援」では、いつ戦闘に巻き込まれるかわかりません。安倍首相はそのとき「武器を使う」と国会で答弁しています。自衛隊は「殺し、殺される」戦闘を行うのです。

イラク戦争やアフガン戦争のような米国主導の戦争で陸上作戦にも深く入り込んで活動することがどうして「平和安全」なのでしょう。

また、発進準備中の戦闘機への給油や前線への弾薬提供など、米軍の「殺す」活動に対する直接支援を解禁します。

## 治安維持活動

第二に、PKO法（国際平和協力法）改定で、PKO（国連平和維持活動）とも異なる「安全確保活動」が位置づけられ、「警護」任務が創設されます。

「安全確保活動」とは、テロやゲリラを想定した「治安維持活動」のことです。「警護」も、外敵による攻撃を想定し、それを実力で排除するものです。

建前上は「停戦合意」を前提にしていますが、実際には紛争への対応が中身で、対テロ、ゲリラ戦など、本来、当該国が行う「治安維持活動」を自衛隊が外国軍隊と共に担います。武器の使用基準が大幅に拡大し、任務遂行のための射撃が許されるので、攻撃があれば積極的に反撃します。

アフガニスタンで多国籍軍が参加したISAF（国際治安支援部隊）のような活動に自衛隊が参加することになります。ISAFでは3500人もの戦死者が出ています。

## 集団侵略

第三に、日本に対する武力攻撃がないのに他国への攻撃に武力反撃する集団的自衛権の行使が、武力攻撃事態対処法や自衛隊法などに根拠付けられます。

政府・与党は、「我（わ）が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（「存立危機事態」）に集団的自衛権を発動する

ので「限定的」などとしていますが、それを判断するのは時の政権の一存。「限定」どころか無限定な海外での武力行使となります。

問題はどんなときに行使されるかです。

集団的自衛権が行使された歴史的事例はほとんどが、大国による自分の「縄張り」への干渉戦争でした。アメリカはベトナムで、旧ソ連はアフガニスタンで、自分のいうことを聞かない政権ができそうになると、集団的自衛権を口実に侵略したのです。イラク戦争も、大量破壊兵器の「存在」を口実に、米国が一方的に仕掛けた侵略でした。

米国が先制攻撃の侵略を仕掛けたとき、日本は集団的自衛権を行使するのか。国会での日本共産党の志位和夫委員長の追及に対し、安倍首相は「個別に判断する」というだけで否定していません。もしこんなことを許せば、日米共同の集団的侵略になります。歴史の実例に照らせば、こうした侵略の共同の危険がもっとも大きいのです。「平和安全」どころか、日本が無法国家として世界の平和を破壊することになります。

## 「戦争立法」 「平和安全」で本質隠す

### 制限なき自衛隊派兵に道

しんぶん赤旗 2015年5月12日(火)

自公両党が11日、正式合意した「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」は、「平和」「安全」にほど遠い、憲法9条破壊の「戦争立法」そのものです。法案は要綱などを含めて400ページ超。これに無数の関連法の改定が加わります。内容も重大で、膨大・多岐にわたる「戦争立法」の問題点を整理しました。

審議時間の短縮狙い複数法案を一括処理

与党協議では、自衛隊法を含めて、10本もの既存の海外派兵法制の改定で合意しました。政府は、これらの「改正」点だけを抜き出して一本化した「一括法」として国会提出する方針です。

これまで、1本だけで複数の国会、さらに審議時間も100時間を超えるような海外派兵法を一つの特別委員会に付託し、「一括」処理することで、審議時間の短縮を狙う考えです。

昨年、医療や介護を全面的に変質させる「医療・介護総合法」が自公の賛成で強行成立しました。同法も分野が異なる医療・介護法の改悪を「一括」で処理したものです。

国会軽視、国民への説明責任放棄の、安倍政権特有の手法であり、法案の中身もさることながら、審議の手法そのものも問題です。

## 海外派兵恒久法（国際平和支援法案）

米軍主導のあらゆる多国籍軍への自衛隊派兵を、名ばかりの「国会承認」で政府に白紙委任するための法案

廃止されたイラク特措法やテロ特措法をもとに作られた新規立法です。

その目的は、国連安保理決議があるものだけでなく、安保理決議もなくイラクへの先制攻撃を行った有志連合軍のように、米軍主導のあらゆる多国籍軍への参加を、その都度、特措法をつくることなしに可能にすることです。参加の判断を政府に白紙委任するための法案です。

しかも、従来の特措法では自衛隊の活動区域は「非戦闘地域」に限っていましたが、恒久法では、自衛隊が「戦闘地域」まで踏み込んで多国籍軍の後方支援を行います。

近傍で銃撃戦が行われる「戦闘現場」になれば、活動を「休止」「避難」としてはいますが、戦場に取り残された米兵などの「捜索・救助」であれば、「戦闘現場」でも活動を継続します。

また、後方支援の項目に、従来はできなかった武器の輸送や弾薬の提供を含んでいます。

与党協議では、国会での「例外なき事前承認」が合意されましたが、承認までの期間は衆参それぞれ7日以内に限られています。

しかも、承認の対象になるのは「対応措置」であり、「基本計画」は対象になりません。さらに、作戦の詳細を定めた「実施計画」は公表されません。

## 一括法（平和安全法制整備法案）

既存の自衛隊法、海外派兵法から憲法の“歯止め”を取り除き、「平時」から集団的自衛権の行使にいたるまで、あらゆる事態で米軍を支援するための法案

### 自衛隊法改定

自衛隊法の改定は多岐にわたりますが、主に四つの点が強調されています。

(1) 米軍等の武器等防護 自衛隊の武器が攻撃された際、これを防護するために武器を使用する「武器等防護」の規定を、米軍など他国軍隊にも適用します。「我が国の防衛に資する活動」以外にも、「共同訓練」も含んでいます。対処するかどうかは現場の自衛隊指揮官の判断に委ねられます。政府も知らないうちに「平時」から交戦状態に移行する危険があります。

(2) 在外邦人保護 在外邦人の「警護」「救出」を理由に、他国領土で「妨害排除」の

ための武器使用を認めています。

(3) 「平時」における米軍への物品・役務の提供 自衛隊が「平時」から米軍基地や部隊の警護を行います。自衛隊を米軍の「警備員」にする内容です。

(4) 国外犯処罰規定 海外派兵で上官の命令に背いた自衛官を処罰する規定。自衛官の著しい人権侵害につながります。

#### 重要影響事態法（現・周辺事態法）

周辺事態法は、「日本周辺」で発生した事態で活動する米軍の後方支援を行うもの。改定で「日本周辺」を削除し、地球上どこでも米軍の後方支援を可能にします。米軍以外の軍への支援も追加し、日米安保条約すら大きく逸脱しています。

しかも、海外派兵恒久法同様、「戦闘地域に行かない」という“歯止め”を撤廃。「捜索・救助」であれば戦闘現場でも活動を継続します。

さらに、支援内容も派兵恒久法同様に拡大。従来はできなかった、戦闘発進中の米軍機への給油も含まれます。

#### 船舶検査法

周辺事態法改定や派兵恒久法新設に伴う改定。地球規模で、武器を運んでいる疑いのある船舶への立ち入りを可能にします。

#### PKO法（国際平和協力法）

国連平和維持活動（PKO）への参加の根拠になっている同法の改定は、主に三つの内容を含んでいます。

(1) 治安維持任務 従来、自衛隊のPKOは施設建設や停戦監視、司令部業務に限っていました。「一括法」では、これに加えて「特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」を追加。武器による威嚇や発砲の可能性が高い治安維持任務を追加しました。

(2) 任務遂行のための武器使用 これに伴い、従来は「自己防護」に限っていた武器使用基準を、任務遂行＝「業務を妨害する行為を排除」するための武器使用を追加しました。敵対勢力との交戦も含まれます。さらに、同じPKOに属する他国部隊の戦闘に加担する「駆け付け警護」も追加しました。

(3) 「非国連統括」型活動（国際連携平和安全活動） 国連安保理決議に基づいているものの、国連が主導していない活動への参加を追加。3500人もの死者を出し、さらに多数の民間人を殺傷したアフガニスタンのISAF（国際治安支援部隊）のような活動に

道を開きます。



これらの改定により、形式的には「停戦」していても、実際は混乱が続く地域に自衛隊が乗り込み、戦闘に参加し、「殺し、殺される」実際の危険性が出てきます。

#### 事態対処法制

歴代政権が「憲法上、できない」としてきた集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の「閣議決定」に基づく措置。自衛隊法の主任務に「存立危機事態」（他国に対する武力攻撃）への対処を明記。日本に対する武力攻撃や武力攻撃予測事態への対処を定めた「武力攻撃事態法」も改定し、同法の関連法である「米軍行動関連措置法」「特定公共施設利用法」「海上輸送規制法」「捕虜取扱い法」も、日本の防衛とは無関係の集団的自衛権の行使で発動できるようにします。

対処の範囲に地理的限定はなく、時の政府が中東ホルムズ海峡での戦乱なども「存立危機事態」だと認定すれば、自衛隊が海外派兵して、憲法上禁じている「海外での武力行使」を可能にします。

#### 国家安全保障会議設置法

第2次安倍政権で設置された“戦争司令塔”＝日本版NSCの権限を強化し、（1）存立危機事態（集団的自衛権の行使）（2）重要影響事態（3）国際平和共同対処事態（米軍主導の多国籍軍による戦争）への派兵を審議事項に加えます。